

新型コロナウイルス感染症は、法令の規定により出席停止となり、出席停止期間も同様に定められています。

医師の記載による登園許可書の提出の必要はありませんが、症状が回復し、登園再開するときは、必ず保護者の方が下記の「コロナウイルス感染症治癒報告書」に必要事項を記入して、センターへ提出してください。

新型コロナウイルス感染症治癒報告書（保護者記入）

令和 年 月 日

きずな子ども発達支援センター 所長 宛

組 園児氏名

保護者氏名

医療機関で診察を受け「コロナウイルス感染症（疑いを含む）」と診断されました。その後、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、報告いたします。

1 診断名 新型コロナウイルス感染症

2 初診日（新型コロナウイルス感染症と診断された日） 令和 年 月 日（ ）

3 発症日（発熱した日または診断のきっかけとなった症状が見られた日）

令和 年 月 日（ ）

4 登園の基準による登園可能日

または医師から登園を認められた日

令和 年 月 日（ ）

5 受診した医療機関名

医療機関名

【登園の基準】

※発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過した翌日から登園できます。

※ただし、症状が軽快した後1日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には登園できません。